

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の休止

保険医療機関等の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託の一部改正

入会林野整備計画の認可

保安林の指定の解除予定

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)

開発行為に関する工事の完了

都市計画事業の事業計画の変更の認可

◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集

◇ 公 安 告 示 警備員指導教育責任者講習の実施

遊技機の型式の認定

## 告 示

### 鳥取県告示第九百六十四号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
倉吉病院附属 科診療所	倉吉市上井二丁目八一七	昭和六十年五月二十七日

### 鳥取県告示第九百六十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島 医 院	鳥取市湖山町四一三七一	昭和六十年九月二十六日
川 本 医 院	東伯郡東伯町大字保五十二	昭和六十年九月二十一日
清水齒科医院	鳥取市立川町五丁目一〇〇一	昭和六十年九月十七日
つくし薬局	米子市旗ヶ崎三七三一二	"

鳥取県告示第九百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 清水 英一 西伯郡岸本町須村八〇八

昭和六十年八月二日退任

理事 龜田 衛 西伯郡岸本町須村五九〇

西木 孝義 久古六二二

後藤 覚平 大原五七五一

鳥取 嘉勇 真野九三八一三

仲田 敏夫 番原六一

浅田 正文 五九三

幸形 喜代志 久古一五二三

大垣 勇 真野五四九

山崎 裕 久古二二一

石黒 正美 大原五七二

籾 中 昭 丸山一三〇一二

小西 護郎 二一一

松原 俊之 久古一五一〇

岩田 剛 丸山二一九

西尾 操 一二〇三

下村 衛 真野一〇二四

昭和六十年九月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 龜田 衛 西伯郡岸本町須村五九〇

西木 孝義 久古六二二

後藤 覚平 大原五七五一

鳥取 嘉勇 真野九三八一三

仲田 敏夫 番原六一

浅田 正文 五九三

幸形 喜代志 久古一五二三

山崎 裕 二二一一

石黒 正美	大原五七二
籤 中 昭	丸山一三〇一二
小西 護 郎	二二一
下村 衛	真野一〇二四
松原 俊之	久古一五一〇
仲田 主	須村八三五
監事 岩田 剛	丸山二一九
西尾 操	久古一二〇三
上田 清	番原四七七一一

昭和六十年九月十一日就任 任期四年

**鳥取県告示第九百六十七号**

江府町が行う土地改良事業に係る貝田地区下たんぼ工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十月九日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所  
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第九百六十八号**

昭和五十一年十月鳥取県告示第七百八十三号（林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託について）の一部を次のように改正する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「郡家町森林組合」を「鳥取県八頭森林組合」に改め、  
「船岡町森林組合」を「河原町森林組合」に改め、  
「八東町森林組合」を「河原町森林組合」に改め、  
「合」を削る。

**鳥取県告示第九百六十九号**

日野郡日南町矢戸九六〇虚空蔵谷入会林野整備組合長青葉晋吾から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第

一項の規定に基づき、昭和六十年十月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市上大立字本谷奥五四六の二（次の図に示す部分に限る。）、五四六の八から五四六の一八まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の

変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年七月二十九日鳥取県指令受都計第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市高島字伊勢田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市永江五七〇―二

塚田孝宏

鳥取県告示第九百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画下水道事業羽合町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年十二月十六日から

昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

事業地に東伯郡羽合町大字田後字平木、字東屋敷、字北屋敷、字西屋敷、字南屋敷、字出口、字二ノ出口、字二ノ中ノ掛、字二ノ長砂、字二ノ内河原、字内河原、字二ノ森、字三ノ内河原、字森、字大工給、字大俵、字狐塚、字長砂、字中ノ掛、字二ノ北屋敷、字二ノ平木、字二ノ大俵、字手次、字背戸及び字外出口を加える。

2 使用の部分  
なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

昭和六十年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年十月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一 日時 昭和六十年十月九日(水)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 青谷町議会議員一般選挙における審査申立てについて

2 市町村選挙啓発担当者研修会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十二号

警備業法(昭和四十七年法律第一百七号)第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「規則」という。)第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 実施期日

昭和六十年十一月十八日(月)から同月二十二日(金)までの期間中、午前九時から午後五時四十分まで

二 実施場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県庁第二庁舎第二十一会議室

三 講習事項

- 1 警備業務実施の基本原則に関すること。
- 2 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- 3 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- 4 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 5 その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

昭和六十年十月七日(月)から同年十一月八日(金)まで(郵送の場合は、昭和六十年十一月八日(金)までの消印のあるものは、有効とする。)

2 受講申込書の提出先

- (一) 県内に住所を有する者  
住所地为管轄する警察署
- (二) 県外に住所を有する者  
鳥取県内のいずれかの警察署

3 提出書類

- (一) 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 二通
- (二) 写真

縦、横各三センチメートルで、受講申込前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けること。

4 受講手数料及びその納付方法

- (一) 受講手数料  
三万円
- (二) 納付方法

(一)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

(一) 講習終了後に規則第三条第二項に規定する修了考査を行う。

(二) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(三) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部刑事部防犯課(電話〇八五七―二三一〇―一一)にすること。

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十月八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類		型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	サファリー		有限会社銀座
	ニュース克蘭ブル二号		株式会社竹屋
じゃん球遊技機	リフレッシュマジコンA		株式会社藤商事
	ファイアーバード		株式会社瑞穂製作所
回胴式遊技機	レッドサン		株式会社尚球社